

区立障害者交流館受託団体の法令違反に対する是正勧告について

区は、杉並区障害者団体連合会（以下「障団連」という。）と「杉並区立和田障害者交流館及び杉並区立高円寺障害者交流館管理運営委託」を締結しています。この度、障団連が新宿労働基準監督署（以下「労基署」という。）から労働基準法、最低賃金法等の違反があるとして是正勧告を受けましたので報告します。

1 是正勧告の内容等

労基署から障団連に対する是正勧告の概要は、以下のとおり。なお、障団連からは是正勧告に従うという報告及び最低賃金の支払に関する協力依頼を受けている。

- (1) 清掃員に対し、東京都最低賃金以上の賃金が支払われていない（令和4年7月～令和7年3月）。
- (2) 労働契約に際し、必要な事項を明示していない。
- (3) 清掃員に対し、1年に1回健康診断を行っていない。
- (4) 時間外労働に関する労使協定がないまま、時間外労働させている。
- (5) 賃金台帳に労働時間数等を記入していない。

2 区立障害者交流館の管理運営委託

平成14年3月に障団連による高円寺障害者交流館の管理運営委託を開始した。平成18年4月に和田障害者交流館と高円寺障害者交流館を一元的に管理運営するため、和田障害者交流館も障団連による管理運営委託とした。以降、和田障害者交流館、高円寺障害者交流館とも障団連による管理運営を行っている。令和6年度までは、管理運営委託の中に日常清掃業務も含まれていたが、障団連より清掃指導員や清掃員の確保が困難であるとの申告があり、令和7年度より管理運営委託から日常清掃業務を除外した。

3 これまでの経過

- 令和7年6月18日 新宿労働基準監督署が障団連を訪問。ヒアリングと調査のための確認書類を回収する。
- 7月31日 新宿労働基準監督署が障団連に対し、是正勧告を行う。
- 8月15日 障団連と区が労基署を訪問し、区立障害者交流館の清掃業務及び障害者清掃員の実態等について説明を行う。
労基署から状況については理解したが書面等から労働者性が認められると判断したため、是正勧告の取り消しはできないとの回答があった。
- 8月21日 障団連が委員会において是正勧告を報告
- 8月22日 区が是正勧告があったことを公表

4 今後の対応

今回の事案が発生した原因の究明と再発防止策の構築に向け、専門的知見を持った第三者による調査を実施する。その上で違反事項について速やかに是正されるよう、調査結果を踏まえつつ、障団連と連携して対応していく。